

めており、この目的を達成するために、久米三十六姓の歴史研究等に関する事業に加え、本件施設及び天尊廟・天妃宮の維持管理及び公開に関する事業、釋奠祭禮の挙行及び論語等の東洋文化普及・交流に関する事業等を行うものとしている（乙20，丙89）。ここでいう東洋文化とは、「孔子の教えの『仁，義，礼，知，信』の実践を中心とする精神文化」とされる（丙3）。

ウ 補助参加人は、久米三十六姓の末裔が組織する団体である。補助参加人は、遅くとも平成22年5月頃までに、公益社団法人への移行を目指す方針を決定し、手続を進めていたが、平成25年2月18日に開催された沖縄県公益認定等審議会が終了した後、同審議会の事務局から、会員の範囲を広げるつもりはあるかという趣旨の質問及び修正要請を受けたのに対し、「正会員を久米三十六姓の末裔と限定することは会員の総意。事業の核となる釋奠祭禮の挙行及び至聖廟などの施設運営管理を「久米三十六姓の先人たち」が約400年前から身を投げ打って継承してきた「歴史的事実」がある。この歴史的、文化的価値の確たる事実は、今後とも久米三十六姓末裔の「義務と責任」で継承すべきである。」などと説明したが受け入れられず、同月23日に理事会を開催し、正会員の資格を久米三十六姓の末裔に限定し続けることを確認し、その後、結局、公益社団法人としての認定申請を取り下げた。現在でも、補助参加人の正会員となり得る者は、久米三十六姓の末裔に限られている。（甲16，38の2・5，丙3，89）

エ 補助参加人は、後記(4)のとおり、本件施設の設置（旧至聖廟の久米への移転）について粘り強い要請活動を行い、本件施設の設置を実現させた。補助参加人の会報誌（「久米崇聖会レポート」）においては、本件施設（新至聖廟）の建設や釋奠祭禮の実施が大きく取り上げられている（甲38）。また、補助参加人の平成25年度事業計画（案）には、新至聖廟の公開並びに体験学習等の受入・案内などの項目とともに、「久米崇聖会の充実と広

報活動 (1)会員一体となった釋奠祭禮の充実と強化」等が挙げられていた  
(乙24)。

オ 補助参加人は、道教の神や商売繁盛の神等を祀る天尊廟及び航海安全の  
守護神である天妃宮も所有して維持管理し、上・下天祭や秋季例祭等を執  
5 り行っている。天尊廟及び天妃宮には、商売繁盛、航海安全、交通安全、  
家庭平和等を願う参拝者が多い。補助参加人の会報誌には、旧至聖廟、天  
尊廟及び天妃宮について、「普段は1日当たり約200人の参拝者」と記載  
されている。(甲35の5・6, 38の4・5・7)

カ 平成26年9月12日から同年10月19日までの間に沖縄県立博物  
10 館・美術館の企画展として開催された「久米崇聖会創立100周年記念」  
と題する催事では、久米村の歴史や文化に関するシンポジウム等が開かれ  
た(丙12)。また、補助参加人は、後記(3)カのとおり、明倫堂において  
公開講座を開催し、その他、奨学金の寄附等の公益活動も行っている(甲  
4, 10, 38の3, 乙21ないし24, 丙1, 2, 13)。

15 (3) 本件施設の性格、構造、管理状況及び利用態様等

ア 本件施設は、儒教の祖である孔子並びにその門弟である四配(顔子、曾  
子、子思子及び孟子)を祀る廟である。

イ 本件施設は、補助参加人の所有する大成殿(床面積63.76㎡)、啓聖  
10 祠(同20.61㎡)、明倫堂・図書館(同372.59㎡)、至聖門及び  
御庭空間等によって構成されている。

本件施設の出入口にあたる至聖門には3つの扉があり、中央の正門は孔  
子の霊のための扉であり、孔子の霊を迎えるために1年に1度、釋奠祭禮  
の日にのみ開かれる。その扉を開くと御庭空間の中央を大成殿に向かって  
真つすぐに伸びる御路に続き、孔子の霊はこの御路を進み、大成殿の正面  
25 階段の中央部分に設けられた石龍階を越えて大成殿へ上るとされている。  
上記正門上部には、台湾の蔡雪泥中琉経済文化協会理事長寄贈の「至聖廟」

と書かれた朱塗りの扁額が掲げられている。(甲16, 35の2・3)

大成殿は、本件施設の本殿であり、至聖門の正面に位置する、屋根に赤い琉球瓦が載った弁柄色の建物である。その入り口上部には、補助参加人の会員の揮毫による畳1枚ほどの「大成殿」の扁額が掲げられている。大成殿は、他の孔子廟の大成殿と同様に南向きに建てられており、内部の中央正面には孔子像及び神位が、その左右には四配の神位が、それぞれ置かれている。大成殿の屋根は、中国山東省曲阜市の大成殿を模した2本の龍柱に支えられ、正面階段の中央には、孔子の霊を迎えるための石龍陛がはめ込まれている。(甲12, 14ないし16, 27の2・3, 35の1・3)

啓聖祠は、大成殿後方の別室に設けられ、孔子の父である啓聖公及び四配の祖先が祀られた祖廟(祖先の霊を祀る建物)であり、釋奠祭禮の一部が行われているほかは、補助参加人の関係者によって拝所(神霊がよりつく聖域)として使用されているのみであって、一般公開されていない(甲12, 14, 17, 35の4, 40, 45, 51の5, 原告本人)。

明倫堂・図書館は、大成殿の東側に位置する2階建ての建物であり、1階には補助参加人の管理事務所が置かれ、2階の講堂では、後記カの公開教養講座(久米孔子塾)が開催されるなどしている(甲4, 10, 16, 35の1, 38の1・6, 乙9, 21ないし23, 丙1, 2, 原告本人)。

本件施設全体は、松山公園内の福州園側に位置し(那覇市久米二丁目の一角に所在)、至聖門、明倫堂及びフェンス等により、松山公園内の他の部分(多目的広場等)と仕切られている(甲12, 14, 15, 35の1~3, 乙9)。開館時間等は、拝観時間が午前9時から午後5時まで、拝観料は無料である(甲10の10頁, 甲38の6)。本件施設全体による松山公園の占用面積は、1335㎡である(乙19)。

ウ 本件施設が建設された後の平成25年6月15日、那覇市若狭地区内に所在していた旧至聖廟から本件施設へ、孔子像や孔子及び四配の神位を移

す儀式（遷座式）が行われた。遷座式においては、黒朝礼服（廃藩置県以前の琉球人の装いであるいわゆる琉装。現在では、琉球舞踊の際や、冠婚葬祭等においても着用されている。）の執事が神位を神輿に乗せ、地元の旗頭や近隣中学校の生徒等と共に行列した後、本件施設に到着し、祭壇に孔子像や神位を安置して香及び酒を供え、遷座の終了を報告した。なお、黒朝礼服や神輿等は、補助参加人において琉球舞踊の小道具店で購入あるいはレンタルをしたり、行列用に作成したりしたものであり、また、遷座式においては、空手の演武や地元の旗頭の競演等も行われた。遷座式に先立つ同月2日及び同月11日には、遷座御願という儀式が行われ、旧至聖廟内にある大成殿、天尊廟及び天妃宮並びに新大成殿でいわゆるユタ（神霊や死霊等、超自然的存在と直接に接触・交流し、その過程で霊的能力を得て託宣、卜占、病気治療等を行う呪術・宗教的職能者といわれている。）による祈祷が行われた。補助参加人のウェブページでは、「ユタは拝所など人々が信仰を行っている場所で人間と神様との間で橋渡し役として祈祷を行う。そのため、遷座式の前に旧至聖廟内にある大成殿、天尊廟、天妃宮で祈祷が行われた」などと説明されており、また、補助参加人の100周年記念史においては、「神位への尊厳と敬意をもって遷座行事を行い、かつ新久米至聖廟を地域社会へアピールし孔子の徳を広める機会とする」ことから、遷座式（遷座行列）を行うこととしたとされている。（甲13、38の6、39、丙24ないし27、29ないし32）

エ 本件施設では、平成25年の移設以来、毎年、孔子の生誕の日とされる9月28日に、釋奠祭禮が行われている。釋奠祭禮とは、孔子及び四配並びに啓聖公を祀る行事である。「釋奠」とは、供物を置き、並べるという意味であり、豚、魚、鶏、菓子、果物、甘薯、帛（絹織物）、爵（神酒）等が供えられる。この行事は、琉球王国時代の1610年、久米村総役の紫金大夫蔡堅喜友名親方念亭が進貢使の一員として中国（明）に派遣された際、

中国山東省曲阜市の孔子廟を参拝し孔子及び四配の絵像を持ち帰り、久米村有志の家で輪番に祭禮を行ったのが始まりといわれている。釋奠祭禮は、17世紀に久米村に至聖廟が建設されると至聖廟で行われるようになり、明治以降は、久米村有志による祭禮となったが、大正3年に至聖廟の維持管理や祭典の執行等を目的とする社団法人久米崇聖会が設立されて以降は、  
5 釋奠祭禮も同法人に引き継がれ、第二次世界大戦中及び戦後は中断していたものの、昭和50年頃に那覇市若狭に旧至聖廟が再建されると、釋奠祭禮も再開された。補助参加人は、平成23年には、より多くの人に釋奠祭禮等を知ってもらうため、報道各社に協力を要請し、地元の新聞やテレビ  
10 などで同年の釋奠祭禮が取り上げられるなどしたこともあった。その後、本件施設での釋奠祭禮に引き継がれたものである。(甲16, 17, 38の1・3・7)

補助参加人が行う釋奠祭禮の祭官に当たる者は、祭主1名及び当日の祭祀を行う執事である。釋奠祭禮においては、釋奠祭禮実行委員全員が祭祀  
15 執事を務めるほか、釋奠祭禮の準備を行う理事長を筆頭とする釋奠祭禮運営委員会(実行委員会)が組織される。執事の選出方法は、事前に補助参加人の事務局から補助参加人の会員全員に募集をし、応募者を委員に選任する。委員の資格は、補助参加人の会員であること及び習儀(練習)への参加ができることのみであって、宗教や思想・信条は問われておらず、他  
20 の宗教を信奉する者等も執事となった例がある。祭主は、補助参加人の理事長が務めている。補助参加人においては、「久米三十六姓の末裔以外の者が釋奠祭禮の祭祀事業等を直接実施した場合、その事業の歴史的価値は格段に下がり、約400年間続いてきた伝統は失われると考えており、具体的に、事業の形骸化、観光ショー化、そして世俗化の恐れがある」と考えて  
25 いるとされる。(甲38の7, 丙3, 88, 90ないし92)

現在、補助参加人が本件施設で行っている釋奠祭禮の式次第は、以下の